

仁宇谷産物趣法に関する基礎的考察

地方史班（徳島地方史研究会）

町田 哲*

要旨：天保期に開始された仁宇谷産物趣法とは、那賀川流域の山方百姓らに藩からの趣法銀を貸し付け、多様な産物を那賀川河口の天神原引請所（領家村）に廻送させることで趣法銀を回収するという制度である。いわば銀子貸付と産物流通統制とがわかちがたく結びついていたこの制度は、那賀川流域の組頭庄屋3人（元取）と村役人らとの連携のもとで実施された。しかし実際には、天神原引請所ではなく別の場所に販売する「抜荷」が横行した。そこで藩や元取らは、上大野村に久留免田出張所を設置した上で、山方での買集の側面と、産物の廻送の側面との両面において取締を強化し、趣法銀の回収を目指した。従来、その存在は知られていた仁宇谷産物趣法について、本稿では、史料に即して再検討し、段階的にかつ産物流通の担い手に注目して解明することを提起した。

キーワード：産物、徳島藩、仁宇谷、組頭庄屋、那賀川、天神原

はじめに

那賀川河口地域が、上流の仁宇谷から、材木はもちろんのこと、炭、茶、紙、棕櫚皮、葛籠、檜縄、椎茸など多様な山の産物を集荷し、他地域に移出する上で重要な結節点であったことはよく知られている（阿南市1995、小原1996）。とくに天保期に開始された「仁宇谷産物趣法」は、那賀郡代を中心とする藩が、仁宇谷の産業の潜在力を引き出すため、産物生産者や運送者に対して実施された公的な資金貸与として紹介されている（金原2004）。ただ、その具体像については、従来、検討材料の少なさもあって、十分には検討されてこなかった。しかし、近年「秋本家文書」（那賀郡小仁宇村在の組頭庄屋、徳島県立文書館寄託）や「湯浅家文書」（同郡木頭村在の組頭庄屋、2004年阿波学会調査）の中に、多くの関連史料が存在することが判明し、仁宇谷産物趣法の制度と実態とを、段階的により深く解明する条件が整いつつある。

本稿では、その全面的な考察は紙幅の関係で難しいが、仁宇谷産物趣法の制度をその開始期に限定し、史料に即して検討することで、近世後期的那賀川流域における産物流通の一端を明らかにしたい。

1. 仁宇谷産物趣法の開始

史料1は、仁宇谷産物趣法の開始を示すものである。1836年（天保7）9月に、那賀郡代から銀80貫目を仁宇谷村々に諸産物「仕切銀」として貸し付けたこと、それを4ヶ月後に回収する予定となっていたことがうかがえる。この文書は組頭庄屋3名（後述する「元取」）が銀子を受け取った際の請書で、期限までの返済を郡代手代に約束するものである。省略部分によると、3名は9月8日に早速村々の庄屋・肝煎中に対し「諸産物之義ニ付御用」があるという廻状を出し、11日には出張先の平野村正光寺で直接、「産物売買取扱向申論」をしている。その上で、「村々産物大綱」見積の提出を指示し、さらに15日には諸産物のうち炭・茶の俵容量を定め、以後、各

「小集処」に提出するように指示している。

わずか1週間の間に矢継ぎ早に対応していることが注目されるが、この趣法の特徴としては、第一に藩からの多額の銀子貸付であり、産物を産出させて貸付分を返済させるという方法をとっていたことが理解できる。したがって「仁宇谷筋諸産物山元より直売趣法」（表紙部分）と表現されるように、産物の流通統制を必然的にとまなうものであり、銀子貸付と産物統制とがセットとなっている点に、この趣法の特徴があるといえよう。第二に、組頭庄屋3名と仁宇谷村々の村役人と「小集処」とが組織されて実施されようとしたことがわかる。貸し付けられた産物「仕切銀」は、組頭庄屋らを介して、山方の各百姓に貸し付けられたのである¹⁾。

2. 取締の強化

1) 「仁宇谷産物仕成御取究御触」

趣法開始直後の実態を直接示す史料は少ないが、開始から3年半たった1840年（天保11）3月7日に那賀郡代高木真蔵・原与右衛門から出された「仁宇谷産物仕成御取究御触」（史料2）は、藩の立場からではあるが、この間に生じた趣法の問題点とそれに対する解決策を示したものである。その重要性に鑑みて、ここでは逐条的に検討しよう。

一条めでは、趣法開始後、さきの組頭庄屋3名が「元取」として設定され、元取が藩から元入銀を拝借し、那賀川河口近くの天神原（領家村）の引請所で売捌方を実施したこと、しかし山方には心得違いの者があり、この趣法を「売事ニ仕様」、つまり売買事と勘違いする者がいる点を問題視している。その上で、この趣法は「山分一枚百姓御救」として元入銀を拝借させたのであり、その産物は藩のものとして「御手行同様」の扱いをすべきであること、だからこそ才判人として「元取」を定め一手に引請させて、仕成－積下－売捌までを統括させてきたことを述べ、産物を自分の荷物として勝手に売り捌くことを禁じている。

これをふまえ二条めでは、本来、元入銀を借用した仕成人（生産者）の中には、積み下す産物のすべてを天神原引請所に付ける義務があるにもかかわらず、引請所以外に「抜売」してしまい、貸し付けた

趣法銀分を返済しない者がいることを問題視している。彼らが、天神原より上流の岩脇・持井へ積み下し、市中や地元で勝手に売却し、代銀を持ち帰ってしまうというのである。こうした事態への対応として、今回あらたに、岩脇・持井よりもさらに上流の上大野村・久留免田に出張所を設置し、ここに必ず着船させ、才判人が産物をチェックした上で、天神原へ（「地売」分は持井・岩脇・大京原へ）積み下すことが、元取らから願ひ出され、郡代はこれを認めている。

ついで三条めでは、仕成人に対して、趣法銀を拝借せずに自らの元手で産物を生産した場合は、その分だけの産物を自ら「売事」に回すのはよいとしている。しかし、元入銀をもとに生産した産物を山分で買い取り、自分で仕成したかのように積み下し販売する者がいることで、天神原への積下荷物が減少していることが問題視されている。趣法銀を借用した場合には必ず引請所に廻送させるという原則は一条めで確認したが、この箇条では、産物買取の側面に注目し、仕成人に対し、趣法銀による産物は、これを買集める存在に販売させないことを強調しているのである。

これに対し四条めは、産物を不正に買い取る存在に注目している。高瀬舟の船乗による「自分買取積入」つまり、買い取った荷物を自分荷物として販売していく買積は禁止であり、高瀬舟は運賃積のみであることを徹底するように命じているのである²⁾。

以上の内容をふまえると、次のように整理できよう。第一はこの趣法が目指した本来のあり方である。藩側は、産物を生産する元入銀として、山方の百姓に趣法銀を貸し付け、産物そのものを必ず天神原引請所につけさせることで、その産物を販売し貸付銀を回収しようとした。藩側としては、これは「山分百姓御救」のためとしているが、藩側にとってみれば、集荷した産物を販売することで、貸付銀以上の利を確保しようという欲求に基づいていたのであろう。したがって、仕成－積下－売捌を一貫して〈元取－才判人〉による一手引請で統制することが、この趣法においては必要不可欠であったのである。

しかし趣法が実際に開始されると、なかなか藩の思惑通りとはならない事態が発生した。その実態が

第二に注目される。一つは、趣法銀を借り受けた百姓(仕成人)と、産物を買集め販売していく存在(稼人)との結びつきである。山方の百姓が趣法銀によって生産した産物を買集めておきながら、あたかも自らの元手で生産したものであるかのように販売したり、あるいは天神原引請所よりも上流の地点で積み上げて他地域に販売していく、「抜売」が横行していた。その背景には、地売(地元での販売)は認められていたこと、また拝借銀ではなく自分の元手銀であればその産物を積み下し販売することは自由であったことが、抜け道となっていたものと考えられよう。今一つは高瀬舟の船乗の存在である。彼らは産物を買集め、これを自分荷物として販売していく場合があったようで、これもまた抜け道の一つのルートとして存在していたのであろう。

こうしてみると、まさに仕入、積下、売捌のそれぞれの局面において抜け道が存在したのである。しかしそれでは、拝借銀の回収にはつながらない。藩は「抜売」を問題視し、取締の徹底のために久留免田傍示に出張所を設置したのである。

2) 取締の具体像—「定書」—

この触が出された半年後の9月、元取三人を中心とする才判人らは、触の取締をさらに具体化するために定書を決定した(史料3)。その内容は、積み下しの側面を具体的に取り締まる「定」(A)と、天神原引請所の管理運営規定(B)、久留免田出張所の役割規定(C)の三つに大別できる。

Aの一条め(以下A①と略す)では、まず村々からの荷物を、那賀川に注ぐ各谷口の請持小寄こよせにのみこよせに渡すこととし、(高瀬舟乗による買積禁止の触をうけ)高瀬船乗はもちろんのこと、他村者による買出を禁止している。当初は自由に小集処に指し出すことになっていたが(史料1)、ここでは、積下の際の集荷管理を実行する存在として小寄人の役割を強化している点が注目される。焦眉の課題である「抜売」対策として小寄人がクローズアップされたのである³⁾。

具体的には、まず積下の際には、その小寄人がその積荷に対する村役人から「手形」(=証明書)を取った上で船頭に渡す方法を取り(A②)、しかも

小川原口(音谷村)には山方の元取である湯浅が、仁宇口には植原が、それぞれ出張し、積入荷物について小寄人か荷宿の者から荷物内容と数量を申告させて、彼らに対し元取が(天神原引請所への)「送り手形」を発行するようにしている(A③④)。二つの手形を発行することで、山方からの産物荷物についてはすべて、積み出すまでの段階で、村役人—小寄人—元取のチェックを請けるようにし、趣法銀荷物の勝手な積出と、他村者による買出とを排除しようというのである。しかも9月8日には、この取締を実行に移すために、諸産物小寄所の小寄人のメンバーを書き上げ(表1)、村々の才判人(小寄人の一部が重複)の請持を、より那賀川への交通ルートに即した実現可能な形に組み替えている(表2)。

また、積み下した荷物は、必ず久留免田出張所に着けることになったが(史料2②)、具体的には才判人が交代で出張し、高瀬船・筏乗にはすべて出張所につけさせる。その上で才判人から船乗・筏乗らに対して、荷物をどこに廻送するか(「売払方)」について指示をし、送った先の売場での受取証明を帰船の際(出張所に)提出させることを定めている(A⑤)。これが、河口側での高瀬舟乗による「抜荷」を防止するための措置であることは明らかであろう。

3) 天神原引請所と久留免田出張所

久留免田出張所を経た産物をどのように掌握するかが、史料3のつづくBとCの内容となる。まず天神原引請所の機能とは、山方からの産物を請け取り、他国から商人(「沖船)」に対してこれを販売することにあり、その全体の管理は、元取の一人である石塚村組頭庄屋田淵弥十郎の統率下に置かれた(B①②)。以下では産物売買の流れに沿って整理しよう。まず引請所に到着した山方からの荷物の受取手続きが一人(α)の手によって行われ、引請才判人一人(β)が帳簿に記した(B③④)。その上で、産物を買付けにきた他国商人(「沖船)」との交渉が行われたのであろう。もっとも重要な売買金銀の請け取りや支払いについては、田淵弥十郎本人が出張して行うことになっているので(B②)、田淵はその交渉にもあたったと考えられる。商談が成立す

ると、荷物を沖船に積み入れる手続きや算用が a の手によって行われるが(B④)、他国商人が帰ると、ただちに「仕切銀」を「荷積帳」に記し、その内容は「仕切状」として久留免田出張所を通じて、山方荷主たちに送られた(B①)。なお、引請所での勘定については、1ヶ月ごとにまとめて記録することが $a \cdot \beta$ に対して求められている。また産物の売買内容の細部をしめす「仕切算用」については、荷主が引請所にやってきた時に渡すことにしている(B⑤)。

このように引請所は、産物売買の結節点として重要な意味を持たされていた。ここでの取締強化として注目されるのは、山方荷主に対して、産物荷物の販売額を仕切状によって伝達している点である。これによって各荷主は、趣法銀のうちのどれだけが引請所販売によって返済できたのかを知りうるものであり、一方で、元取側としても趣法銀の返済について山方荷主をつなぎ止めておくために重視したのであろう。金銀の受払(田測)、荷物の受取・積入の管理(a)、帳付および算用(β)が、それぞれ一人づつに限定されて設定されていることから、引請所の管理を少人数に限定することで、無用な混乱を避ける意図があったものと推測されよう。

一方、久留免田出張所の管理体制は、才判人たちが出張して行うことが認められ(史料2②)、彼らが山方からの産物の販売先の把握を行うことになった(史料3A⑤)。Cでは、産物の種類毎にその対応を示している。まず、炭・材木いかだ・板・小仕成等の諸品については、積船をチェックし、「通」帳に付け指図するという点で、基本的な方法である(C③)。しかし、茶については、独自の取締をしている。市中へ送る分は、まず持井で陸揚げし、「道売」(市中までの地域で販売することカ)する場合には、益銀を一俵あたり銀4分を久留免田出張所で取り立てること、また茶以外の品でも「道売」の場合は益銀を出張所が取り立てることを定めている(C①)。茶の場合は、徳島市中に問屋があり、また市日が設定されていたようで、茶の市がたつ際には桜谷村の花屋久米蔵が出張し、茶の代銀のとりまとめについては徳島の増屋兵吉・大久保屋岩蔵に委ね、市が終わると花屋久米蔵が久留免田出張所に持ち帰り、その写しを天神原引請所と山分荷主へ送ることとなっ

た。茶は、「地売」の割合が大きかったからであろうか、持井から陸送して徳島市中へと流通させる「地売」ルート、とりわけ徳島の市中間屋に小寄人が出張して取引を掌握することで、趣法銀の回収が可能な体制を目指したものと考えられよう。

なお、大京原・岩脇での産物陸揚げについては、この間に「不筋之売買」があったために差止めになっていたとされている。

むすびにかえて

1836年(天保7)9月に開始された仁宇谷産物趣法は、那賀川流域からの多様な産物の産出を前に、「拝借銀」という形で銀子を産物「仕成人」に前貸し、新たに設定した天神原引請所に産物を付けさせ、これを他国商人に売捌くことで、「拝借銀」分の回収以上の利を藩に吸収させることを意図した制度であった。したがってこの制度下では、〈元取－小寄〉によって、〈仕成－積下－売捌〉の過程をすべて把握・統制させることが求められた。しかし、趣法開始直後から、天神原引請所まで運ばずに、岩脇・持井から陸揚げし各地に販売したり、高瀬舟船乗が買い集めて販売したり、自分元入荷物であるかのように偽って買付荷物を販売する存在が見られた。藩側はこれを「抜売」とみなして、高瀬舟船乗による買積禁止を確認するなど、1840年(天保11)に取締を強化する触を出した。それに順い元取らも、天神原引請所や持井・岩脇・大京原よりも上流の、上大野村に久留免田出張所を設け、かつ小寄人を編成することで、集荷局面を中心にその統制強化を図った。

以上のように開始された仁宇谷産物趣法が、実際に仁宇谷地域にどのような影響を及ぼしたのか、またこの趣法自体がどのような変容を遂げていくのかが今後の課題の第一である。この点を解明していく上でも、本稿で明らかにできたいくつかの存在を、その機能に即して具体的に考えていくことが第二に必要となろう。

例えば天神原引請所であるが、その機能は、①産物を一手に荷請けし、②その産物の他国売を実現すること、③その仕切銀を把握して、荷主には仕切上状で知らせ、元入銀から指引・相殺するというものであった。口銭のあり方、算用の具体相など、なお

不明な点も残るが、大きくみて天神原引請所の機能は、問屋機能そのものを元取に組織的に運用させることにあったといえよう。他律的に形成された問屋機能が、この後どれだけ有効に機能していくのかという視点から、さらに検討していく必要がある。

また、集荷の側面では、小寄人の存在が注目される。仕成人と小寄人との関係を地域的に限定させて、他からの買付の排除をねらった取締であるが、実は、小寄人には、庄屋・肝煎だけでなく、椎茸を集荷する荷問屋である者、周辺の御林定請名負林を集積しつつあった者、さらに自身でも多額の趣法銀を借用し、仲買同然の業体であった者など、那賀川中流域の多様な存在が含まれていた(町田哲2013・2014)。彼ら小寄人の利害を絡めながら、小寄人を介した取締が果たして実現したのかどうか、その後の趣法の展開を検討していくべきだろう。

第三の課題は、茶・炭・材木など、産物ごとの流通形態に関する検討である。仁宇谷産物趣法の開始以前からこれらの産物がどのような担い手によって流通していたのか、市中への陸送販売ルートのあり様も含めて検討することで、趣法が開始された理由やその影響に迫ることができるだろう。

仁宇谷産物趣法の成立段階での史料を再検討することで獲得できた、如上の視点をいかして、今後検討を深めていきたい。

注

- 1) ちなみにこの時、各村々からどれだけの産物が産出可能か調査が実際され、「村々産物大綱」としてその見積が提出されている(湯浅家文書)。
- 2) 高瀬舟による買積禁止については、これ以前にも触があったようだが、いつのものかは確認できていない。
- 3) この時に、「自分元入」によって生産された産物まで、この取締の対象となったのかどうかはわからない。しかし、史料3A①で元取たちが、小寄り以外の他村の者による買い出しを禁止している点から考えて、自分元入産物も取締対象となった可能性がある。

参考文献

- 阿南市史編さん委員会編(1995):『阿南市史第2巻(近世編)』阿南市, 520~531頁。
- 小原亨(1996):『阿波の川—水運と林業に生きた人たち—』徳島県教育印刷。
- 金原祐樹(2004):近世阿波仁宇谷諸産物の統制—那賀郡中島浦を中心として—, 高橋啓先生退官記念論集編集委員会編『地域社会史への試み』原田印刷出版, 325~344頁。
- 町田哲(2013):近世後期における徳島藩の御林と請負—那賀川中流域を事例に一, 鳴門史学, 26。
- 町田哲(2014):19世紀前半の椎茸生産と流通—徳島藩領那賀川上流域を中心に一, 塚田孝編『近世身分社会の比較史』(大阪市立大学文学研究科叢書)清文堂, 39~62頁。

The Circulation and Control of the Forest Produce from NIUDANI in the Nineteenth Century Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu*.

* 8-6-1 Minamisako-7-bancho, Tokushima, 770-0037 JAPAN

Proceedings of Awagakkai, No. 60 (2015), pp. 217-223.

表1 諸産物小寄人一覧

場所	小寄人名	場所	小寄人名	場所	小寄人名	場所	小寄人名
和食町	兵左衛門	西納村	貞市	大久保村	安兵衛	小浜村	半兵衛
和食村庄屋	殿谷為右衛門	同	岡之助	同	助右衛門	同	百兵衛
小仁宇村	要助	百合村	元次	横石村庄屋	若左衛門	同	虎之助
仁宇村	幸次	朝生村	官藏	朴野村肝煎	義左衛門	同	徳左衛門
同	嘉五郎	築上村	芝右衛門	花瀬村肝煎	民之丞	同	安兵衛
同	利助	雄村	元次	日浦村	広助	同	栄次
阿井村	令五郎	同	貞五郎	入野村	喜佐之助	水崎村	道藏
同	源右衛門	同	伊太郎	同	虎吉	同	善藏
同	政藏	鮎川村	祖左衛門	同	藤左衛門	古屋村	善藏請持
同	慶藏	延野村	勝郎	同	庄藏		猪子孫四郎
同	島吉	同村庄屋	上原早之助	音谷村	京吉	同	徳兵衛
同	喜久太郎	同村庄屋	新左衛門	桜谷村	久米藏	同	武兵衛
平野村	与市	舞ヶ谷	佐吉	同	嘉右衛門		嘉吉
谷内村	小市兵衛	大久保村	豊藏	同	達助	木頭村	岩藏

典拠:1840年(天保11)9月「諸産物取究方元取三人定書」[湯浅家文書L]

表2 仁宇谷産物趣法才判人の請持村々

役職・村名・才判人名	請持村
元取・木頭村組頭庄屋・湯浅重次郎	水崎、古屋、桜谷、白ヶ谷、小浜、其余山分不残
小寄人・朴野村肝煎・義左衛門	音谷、花瀬、日浦、朴野、請ノ谷
小寄人・横石村庄屋・若左衛門	蔭谷、横石、鎌瀬、鉢、舞ヶ谷、雄、築上
小寄人・大久保村・安兵衛	大久保、入野、牛輪
小寄人・大久保村・豊蔵	吉野、延野、鮎川、朝生
-・百合村庄屋・勘田信蔵	百合、小仁宇、土佐町、和食村、和食町、百合谷
-・阿井村庄屋・加藤光平	仁宇、阿井、谷内、榎谷、馬路
小寄人・西納村・岡之助	西納、内山、相名、竹ヶ谷、井ノ谷、平野

典拠：1840年（天保11）9月「諸産物取究方元取三人定書」〔湯浅家文書L〕

【史料1】〔湯浅家文書L〕＝『阿波藩民政資料』（徳島県物産陳列所、1914年、1065～1066頁）
にも前半部のみ掲載

（表紙）「天保七申年九月／仁宇谷筋諸産物山元る直売趣法ニ付／御銀拝借御請書之扣、其余とも扣書」
仕上御請書之覚

一、銀札八拾貫目

右は仁宇谷筋諸産物為仕切銀、四ヶ月拝借被 仰付難有奉請取候、返上之義ハ当十二月廿日切金小判式歩判壺歩判ヲ以、無滞返上可仕候、仍而私共連判御請書奉指上処、相違無御座候、以上

天保七申年九月
木頭村与頭庄屋 湯浅重次郎
西納村与頭庄屋御用代 植原又三郎
石塚村与頭庄屋 田渊弥十郎

那賀・海部御郡代様御手代

数藤岡平殿
武田茂利左衛門殿

（中略）

先達而申論有之候諸産物之内、炭・茶目方左書之通来ル十六日る相極、夫々小集処へ勝手ニ指出候様御申通可有之候、尤右日限る目輕仕成等無之様了簡可有之候、且此状先々急刻付ヲ以順達相濟村る御戻可有之候、以上

九月十五日
田渊弥十郎
湯浅重次郎
植原又三郎

菖蒲・桧曾根・長安・白ヶ谷・小浜・桜谷・音谷
右村々肝煎・五人与中

西納組之義ハ又三郎る相配、当組山分・口分式通ニして村々当テ之義ハ前書同断ニして相配（以下略）

【史料2】〔湯浅家文書L〕＝『阿波藩民政資料 下』（徳島県、1916年、2318～2320頁）

（表紙）「天保十一子年／四月／仁宇谷産物仕成御取究御請書并穢多非人／町人百姓無礼法外御取究御請書奉指上 木頭村百姓共」

仕上御請書之覚

一、仁宇谷産物仕成元入銀拝借被 仰付、売捌方趣法相立、植原権太兵衛・湯浅重次郎・田渊弥十郎元取申付、於天神原取行居申処、山分之者共多人数之中ニは端々不弁之者有之、右者共売事ニ仕候様心得違之者も有之趣ニ相聞へ、別而如何之事ニ候、根元右趣法之義は山分一枚百姓御救大場之御銀御渡ニ相成、御手行同様才判人等をも申附一ト手引請ニ而取行被 仰付有之義ニ候条、右旨趣篤と相弁へ難有相心得、産物仕成積下売捌等之義右元取之者る申聞候取究筋相守、不心得之義無之様村役人共る仕成人・稼人ニ至迄懇ニ可申論候

一、前段之懸りニ而御取行之義ニ候得ハ、元入銀借請仕成仕候者共は積下之諸品都而天神原引請所へ相着可申処、不心得之者共外方え令扱売、岩脇・持井え積下、市中売・地売之品は多分随意ニ代銀取帰、元入銀返納方等閑ニ仕成候者も有之趣、別而如何之事ニ候、就而は此度上大野村久留免田傍示ニおゐて出張所相建、山分裁判人共相出張、諸産物（以下方）之御都而右場処へ着船仕らせ引合之上天神原へ積下させ、地売之分も岩脇・持井・大京原都合宜先々え為売払候様才判仕取締申度旨、申出之通承届候条、右様相心得、不心得之義無之様仕成人・稼人・舟乗之者共へ厚可申渡候

一、元取手元る銀子借請不申、自分元入を以産物相仕成候者は其分迄売事可仕処、元取共る元入銀指遣為相仕成候産物於山分買取、自分元入を以相仕成候姿ニ仕、積下売事仕候者も有之、天神原へ積下之荷物相減候由相聞一別而如何之事ニ候、向後右様不筋之売買不仕様仕成人共へ可申渡候

一、高瀬舟乗之義、自分買取積入候義ハ指留、運賃積迄仕候様先達而相触有之処、兎角不心得之者共ハ買積いたし、彼

是取行ニ指障候趣、別而如何之事ニ候、向後右様之義屹と指留運賃積込仕候様、舟乗之者共へ可申渡候
右之通取究候上ニも不心得之者有之おゐては無手当答申付義ニ候条、組下逸々不相洩様村役人共る重々厚申渡させ、当
月中請書相揃可指出候、且此触状急々相廻、当月廿日迄ニ可指戻候、尤其方組村之内とても懸合無之村々は相触候ニ不
相及候、以上

三月七日 高木真藏

原 与右衛門

右は、仁宇谷産物仕成御取究御触之趣夫々御申諭被為仰渡、私共壹統ニ恐入難有^(感服)勘腹奉仕罷在居申候、此已後不心得之
仕成仕如何様御答被仰付候而も迷惑之申上間敷候、依而私共連判御請書を以申上候処、相違無御座候、以上

天保十一子年四月 日 木頭村夫役御免人 宇太郎 (他 8 名略)
百姓 若十郎 (他 12 名略)
神主 民部 (印)
百姓 為次 (他 3 名略)
夫役御免人 品之助 (印) (他 24 名略)

組頭庄屋湯浅重次郎殿

【史料 3】「湯浅家文書 L」=『阿波藩民政資料 下』（徳島県、1916年、2321～2325頁）
（表紙）「天保十一子年九月日／諸産物取究方元取三人定書／湯浅助三郎扣」

A 定

一、村々荷物持出之義ハ、其口々請持小寄之手元へ相限相渡候事、高瀬舟乗之もの諸品買取積下候義厳敷御指留被仰付
候ニ付、請持小寄之外他村之者入込諸品買出候義同様御指留之事

一、積下手形之義ハ、其品之小寄之もの元村役人手形を取、舟頭へ相渡候事、并積入^(マ)荷物

一、小川原口、湯浅重次郎出張ニ付、積入荷物小寄又は荷宿之もの諸品員数申出、通付いたし送手形引合相渡候事

一、仁宇口、植原又三郎出張ニ付、諸事前同断

一、久留免田才判交代出張ニ付、積下高瀬舟筏乗下とも都而右場処へ相付、売払方指図請、請払^(之カ)ニ通二所々売場請取
書付、帰船之砌為指出候事

右之通、九月五日市中出会之節湯浅重次郎・田淵弥十郎・植原又三郎申談相極候、以上

諸産物小寄処人別名面 (省略・表 1 参照)

才判人請持村々左之通 (省略・表 2 参照)

右之通、才判請持村今度組替相居申候、以上

天保十一子年九月八日

B 天神原引請所左之通

一、天神原引請所る荷物諸国売仕切銀、沖船帰帆次第、荷積帳へ目安書入、早々久留免田へ相送、右出張所ニ而夫々写
置、山分荷主共へ仕切状相送候事

一、同所金銀請払、田淵弥十郎出張ニ而請払仕候事

一、同処ニ而引請才判人、山方る送荷物着帳付算用方壹人ニ而相勤させ、日々勘定ニ而壹ヶ月限相都候事

一、同所着荷物請取并沖船積入、壹人ニ相限、請払させ、勘定方前同断

一、同所ニ而産物仕切算用方、荷主共出張之砌時々仕遣候事

C 久留免田心得向左之通

一、茶市中送取分、持井へ為揚、道売之義ハ益銀壹俵ニ付四分宛取立候事、其余品々道売之分益銀取立候事、尤大京原・
岩脇両所之義ハ不筋之売事いたし候ニ付、当時御指留被仰付ニ付、元取る指図有之迄ハ指留候事

一、市中市問屋市日之義ハ、花屋^(板谷村)久米藏出張之上市いたし、代銀都之義ハ増屋兵吉・大久保屋岩藏^(徳島新之町)兩人ニ取都させ可申
事、市帳久米藏久留免田へ持帰り写仕、天神原并ニ山分へ早々相送候事、尤定居手代壹人指置候事

一、炭・材木筏・板・小仕成其余諸品々積船相改、通付仕、指図仕候事

一、灰屋行・炭処之小寄人割賦いたし送らせ候事

右之通、仁宇村孝次宅ニ而元取并才判之者出会之上相定者也

子九月八日